

令和8年3月愛荘町議会定例会 追加議事日程

令和8年3月23日 午 時 分開議

- 追加日程第 1 諸般の報告
- 追加日程第 2 同意第 4号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 同意第 5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 4 同意第 6号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 5 同意第 7号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 6 議案第20号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 7 議案第21号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 8 議案第22号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第11号）
- 追加日程第 9 議案第23号 令和7年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 追加日程第10 議案第24号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）

（令和8年3月 日 午 時 分 ）

同意第4号

愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和8年3月23日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
愛荘町教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子770番地1
くろかわ やすもり
氏 名 黒川 泰守
生年月日 昭和51年(1976年)7月2日

同意第5号

愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和8年3月23日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
愛荘町職員懲戒審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方自治法施行規程
第17条第5項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	大阪府吹田市片山町4丁目21番2号 たけなが じゅん
氏 名	武 永 淳
生年月日	昭和27年(1952年)7月1日

同意第6号

愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和8年3月23日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
愛荘町職員懲戒審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方自治法施行規程
第17条第5項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	滋賀県彦根市旭町2番28号 いこま えいじ
氏 名	生駒 英司
生年月日	昭和32年(1957年)2月20日

同意第7号

愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和8年3月23日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
愛荘町職員懲戒審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方自治法施行規程
第17条第5項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	犬上郡甲良町大字在士508番地 はざま ひでゆき
氏 名	陌間 秀介
生年月日	昭和43年(1968年)6月24日

議案第20号

愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月23日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例

愛荘町介護保険条例（平成18年愛荘町条例第117号）の一部を次のように改正する。

付則に次の5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 20 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する町に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する町に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項および23項第1号において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1

項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

21 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

22 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号アおよび第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得

金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、前項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

23 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主および全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号または第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1）令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する町に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する町に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2）地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該町の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

24 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号または第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第21号

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月23日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

愛荘町消防団員等公務災害補償条例（平成18年愛荘町条例第138号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に、「に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。